

保育士等キャリアアップ研修について

- ◆ 副主任保育士、職務分野別リーダー等に対する処遇改善（5千円～4万円の賃金改善）を受けるためには、今後、研修を修了していることが要件として必須化される予定です。

- 副主任保育士：マネジメント分野＋専門3分野の修了が必要
 - 専門リーダー：専門4分野の修了が必要
 - 職務分野別リーダー：専門1分野の修了が必要
- （要件の最終的な内容については、今後、国で決定されます）

- ◆ 研修は全部で8分野（下表）あり、各自が必要な分野を選択して受講することになります。
- ◆ 1分野の修了には、分野ごとに定められた内容（5項目）を全て受講し、合計15時間以上の研修を受講していることが必要となります。

《分野と内容》

分野	内容(5項目)	分野	内容(5項目)
1 乳児保育	①乳児保育の意義 ②乳児保育の環境 ③乳児への適切な関わり ④乳児の発達に応じた保育内容 ⑤乳児保育の指導計画、記録及び評価	2 幼児教育	①幼児教育の意義 ②幼児教育の環境 ③幼児の発達に応じた保育内容 ④幼児教育の指導計画、記録及び評価 ⑤小学校との接続
3 障害児保育	①障害の理解 ②障害児保育の環境 ③障害児の発達の援助 ④家庭及び関係機関との連携 ⑤障害児保育の指導計画、記録及び評価	4 食育・アレルギー対応	①栄養に関する基礎知識 ②食育計画の作成と活用 ③アレルギー疾患の理解 ④保育所における食事の提供ガイドライン ⑤保育所におけるアレルギー対応ガイドライン
5 保健衛生・安全対策	①保健計画の作成と活用 ②事故防止及び健康安全管理 ③保育所における感染症対策ガイドライン ④保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン ⑤教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン	6 保護者支援・子育て支援	①保護者支援・子育て支援の意義 ②保護者に対する相談援助 ③地域における子育て支援 ④虐待予防 ⑤関係機関との連携、地域資源の活用
7 マネジメント	① マネジメントの理解 ② リーダーシップ ③ 組織目標の設内容定 ④ 人材育成 ⑤ 働きやすい環境づくり	8 保育実践	① 保育における環境構成 ② 子どもとの関わり方 ③ 身体を使った遊び ④ 言葉・音楽を使った遊び ⑤ 物を使った遊び

研修受講後（修了証交付）のための手続き

- 1分野（15時間以上）を受講したら、県または指定研修開催者から修了証の交付を受けることができます。
- キャリアアップ研修には、県が実施する「県委託研修」と、市町や大学などが実施する「指定研修」の2種類があり、修了証の交付を受けるために必要な手続きは、受講者本人が受けた研修の種類および受講パターンによって異なりますので、
 - ・ 受講した研修が「県委託研修」か「指定研修」のどちらであるか（※）
 - ・ 下記の【対象者】のいずれの場合に該当するかを確認し、必要な手続きを行ってください。※ 受講した研修が「県委託研修」か「指定研修」のどちらに該当するかについては、別途県のホームページに掲載する一覧表で確認できます。

◆ 県から修了証を交付する方

【対象者】

- ・ 「県委託研修」だけで1分野を受講した方
- ・ 「県委託研修」と、「指定研修」を組み合わせで1分野を受講した方
- ・ 「指定研修」と、別の開催者が実施する「指定研修」を組み合わせで1分野を受講した方
（例：A市が開催する研修を5時間、B大学が開催する研修を10時間受講した場合など）

【申請に必要な書類】 ※各種様式は県のHPから取得してください。

- ① 修了証交付申請書
- ② 兵庫県保育士等キャリアアップ研修受講管理シート
- ③ 受講した研修全ての一部受講証明書原本（研修開催者から発行されたもの）
- ④ 受講した分野について記載したレポート
- ⑤ 保育士証の写し（または幼稚園教諭・栄養士・調理師・看護師免許状等の写し）

【申請書類の提出先】

- ・ 下表のいずれかの団体に所属する園で勤務されている方 ⇒ **各所属団体の事務局**

団体名	所在地
兵庫県保育協会	〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター内
神戸市私立保育園連盟	〒650-0016 神戸市中央区橘通3-4-1 神戸市総合福祉センター内
姫路市保育協会	〒670-8501 姫路市安田4-1 姫路市役所内（保育士・保育所支援センター宛）
西宮市私立保育協会	〒662-0855 西宮市江上町7-11-801
兵庫県私立幼稚園協会	〒650-0012 神戸市中央区北長狭通4-3-13

- ・ 上記のいずれの団体にも所属しない園で勤務されている方、現在勤務されていない方
⇒ **兵庫県こども政策課こども育成班**

◆ 指定研修主催者から修了証を交付する方

【対象者】

一つの指定研修主催者（実施機関）が実施する「指定研修」だけで1分野を受講した方

【必要な手続き】

開催者によって必要な手続きが異なりますので、受講の際に直接確認してください。